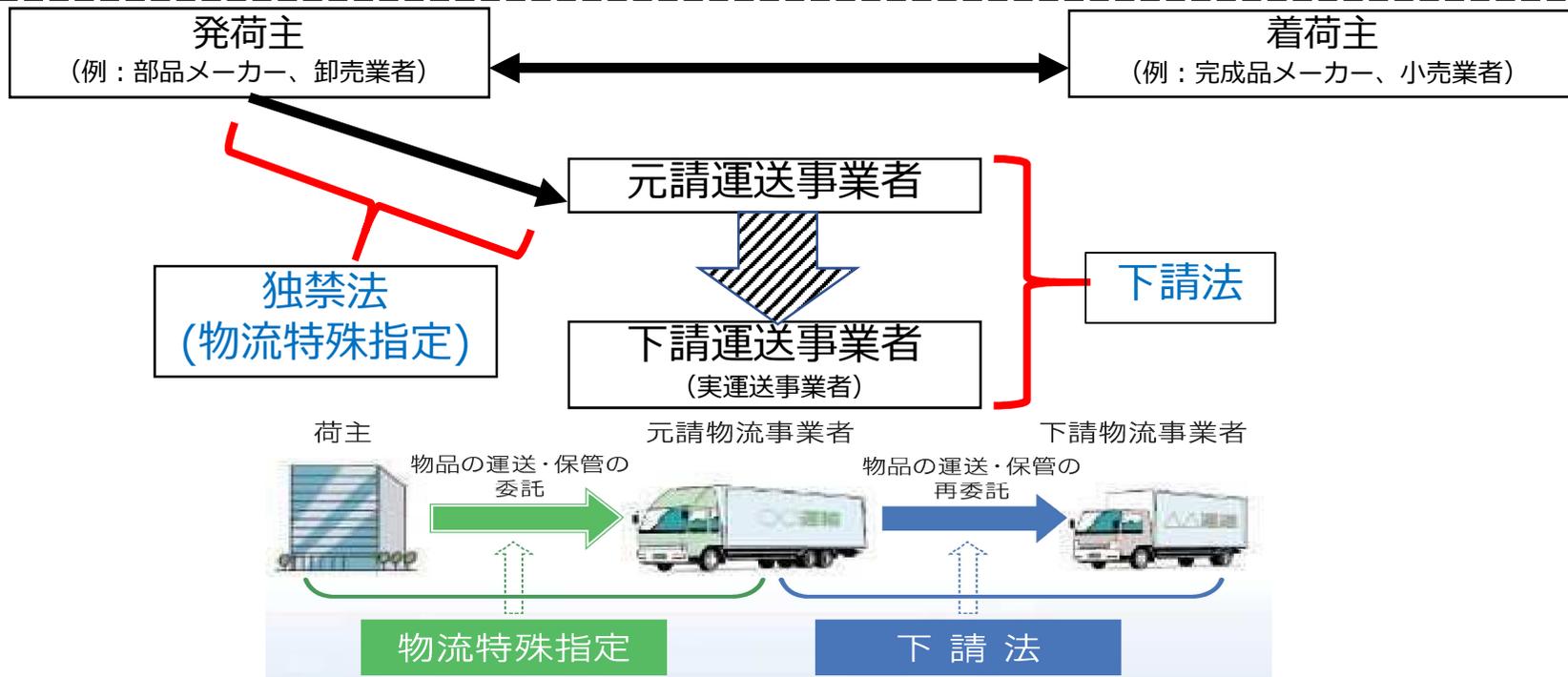


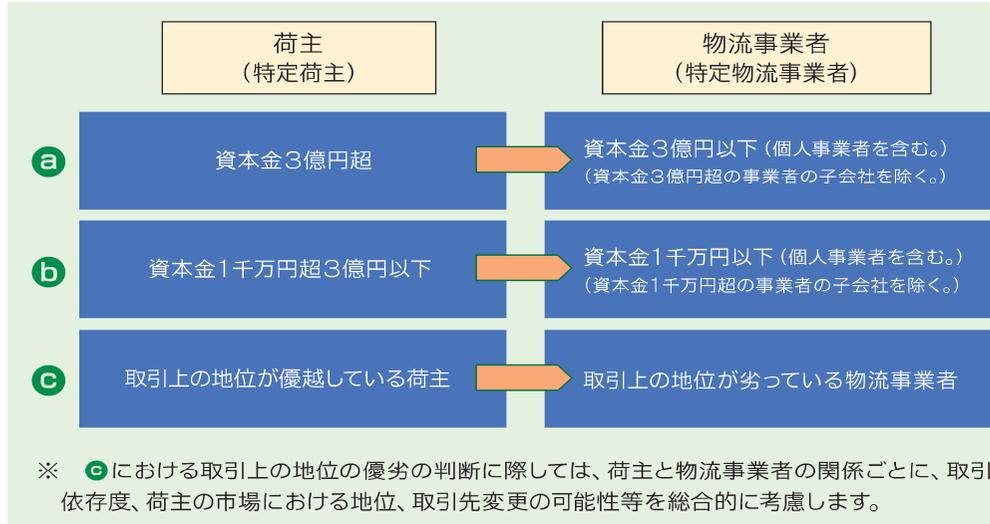
改正前の法制度（第3回企業取引研究会資料 抜粋）

- 平成15年に下請法が改正され（平成16年4月施行）、「役務提供委託」が下請法の適用対象に追加された。これにより、元請運送事業者による再委託取引が下請法の適用対象となった。
- 他方、委託する事業者が自ら用いる役務（自家使用役務）に係る委託取引を下請法の適用対象とすると、およそあらゆる委託取引が対象となり、規制の外延が不明確になることから、平成15年改正においては適用対象とされなかった。
- 着荷主と発荷主の間には通常、有償の運送契約等は結ばれないことから、発荷主から元請運送事業者への委託は再委託取引ではなく、自家使用役務の委託取引とされ、下請法の適用対象とはされなかったが、上流の取引が公正化されない限り取引の全体的な公正化は困難との問題意識の下、独禁法に基づく「物流特殊指定」を制定することで対応することとされた（禁止行為は下請法とほぼ同じ）。



物流特殊指定の禁止行為等（第3回企業取引研究会資料 抜粋）

○適用対象となる取引



○禁止行為

- ①代金の支払遅延（物流特殊指定（以下同じ）第1項第1号）
- ②代金の減額（第1項第2号）
- ③買ったたき（第1項第3号）
- ④物の購入強制・役務の利用強制（第1項第4号）
- ⑤割引困難な手形の交付（第1項第5号）
- ⑥不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）
- ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）
- ⑧要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）
- ⑨情報提供に対する報復措置（第2項）

③ 買ったたき（物流特殊指定第1項第3号）

特定荷主は、同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めてはいけません。

具体例①

荷主の予算を基準にして…



荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算を基準にして一方的に代金の額を決定した。

⇒ 実運送事業者に渡る運賃の低価格化に関連

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

特定荷主は、自己のために、お金やサービス、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

具体例②

荷主の倉庫に元々あった荷物まで…



荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。

⇒ 契約にない附帯作業の強要（荷役等）に関連

⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し

⇒ 荷主による長時間の荷待ちに関連